

社会福祉法人舟見寿楽苑行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成29年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成29年10月～ 計画的な取得に向けて役職者研修を計画期間中に3ヶ月1回行う
- 平成31年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

目標2：子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を平成32年3月までに実施する。

<対策>

- 平成29年10月～ 検討会の設置
- 平成30年10月～ 朝のミーティングなどによる職員への参観日実施についての周知
- 平成32年 4月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討